

お知らせ

油の処分・・・どうしてますか？

農政課

☎ 965-5624

廃食用油の回収用ポリバケツを設置しています。家庭から捨てられる天ぷら油の再資源化にご協力ください。

【回収場所】

- ・具志川庁舎（地下1階売店）
- ・石川庁舎（正面玄関）
- ・勝連庁舎（正面玄関）
- ・与那城庁舎（正面玄関）

【お願いと注意！】

- ① 植物性の油のみ回収します。
※ フードなどの動物性油は、再資源化出来ませんので、ご理解ください。
- ② 油がこぼれないようにきちんとふたの閉まる容器でお持ちください。
- ③ 廃食用油（天ぷら油）は容器のまま回収用ポリバケツへ入れてください。
- ④ 天ぷらカスは取り除いてくださると大変助かります。



犬や猫の飼い主の皆さまへ

「避妊・去勢手術費用の一部を助成します」

環境課

☎ 973-5594

（社）沖縄県獣医師会では、飼い犬と飼い猫の避妊・去勢のための手術費用の一部を助成する事業を実施しています。

【対象】

- ・犬の雄5,000円
- ・犬の雌7,000円
- ・猫の雄3,000円
- ・猫の雌5,000円

【申込方法】

応募による抽選。
詳しい内容については、市環境課窓口にて、応募用紙やチラシを配布いたします。

【応募期間】 9月17日～12月21日

【お問い合わせ】（社）沖縄県獣医師会 ☎ 853-8001

改正農地法について

農業委員会事務局

☎ 965-5608

平成21年12月15日から、改正農地法が施行されました。

新たな農地制度は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、農地を農地以外のものとすることを規制、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進

を、基本的な考えとしています。主な改正点は、次のとおりです。

- ① 農地の所有者、借地人等は、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」との責務規定が設けられました。
 - ② 小作地の所有制限が廃止され、農地を貸すことについて面積の制限がなくなりました。
 - ③ 相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会に届け出なければなりません。
 - ④ 違反転用（県知事の許可なく農地を農地以外にすること）に対して、これまでよりも重い罰金が課せられます。
- ※ 詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

農業委員会総会について

農業委員会事務局

☎ 965-5608

農業委員会では、毎月1日から10日までの期間、農地等の賃貸借・農地転用等の申請受付を行っています。その申請された農地について周辺農地及び農地行政上支障がないか等の審議を農業委員会総会にて行います。

農業委員会総会は、一般公開されていますので傍聴することができます。
※ 総会の開催場所・日時等詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

アスベスト(石綿)による健康被害に係る駐留軍等労働者の健康相談窓口について

アスベスト(石綿)による健康被害に係る駐留軍等労働者の健康相談窓口を開設しています。

駐留軍等労働者及び在日米軍基地に勤務され退職された方等でアスベスト(石綿)に関することやご自身の健康不良や健康不安などがある方は、次の窓口にご相談ください。

■ 沖縄防衛局 労務管理官室

嘉手納町字嘉手納 290-9

☎ 921-8131(内線 607・609)

■ 労務管理機構 沖縄支部

嘉手納町字屋良 1058 - 1

☎ 921-5534

※ 那覇支部及びコザ支部は、平成21年4月1日に沖縄支部に統合されました。

■ 相談時間 / 午前9時30分～午後5時

(土、日曜日及び祝祭日を除く)